

別記様式(第6 関係)

		担当課	上下水道部経營業務課
会議の名称	第3回鴻巣市上下水道事業運営審議会(下水道事業)		
開催日	令和7年10月10日(金)		
開催時間	午前10時00分 開会 ・ 午後0時05分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎4階大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会 長 山岸 和人 副会長 山田 和幸		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	山岸和人(会長)、山田和幸(副会長)、武田恵子、横山正已、 吉田征人、笠原実、山下泰明、高橋淳一、黒澤章 (9名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	日野努 (1名)		
事務局職員職氏名	上下水道部長 大堀 勝彦 上下水道部副部長 伊藤 正一 経營業務課長 矢澤 恭子 下水道課長 田口 裕一 下水道課副課長 横田 秀之 経營業務課副課長 瀬山 博 下水道課主幹 布施田 薫 経營業務課副課長 原 健太郎 経營業務課主査 金子 淳子 経營業務課主任 井上 彩生 経營業務課主任 中山 智仁 経營業務課主事補 榊田 佑奈		
傍聴の可否 (傍聴者数)	傍聴可(傍聴者 0名)		
会議の内容	1 開会 2 前回の会議録について 3 議題 (1)使用料の現状分析 (2)使用料体系の検討 4 閉会		
	(決定事項など) 次第に沿って事務局が説明を行う。 次第2 前回の会議録について(資料1) 次第3 議題(資料3) 前回の決定事項及び補足説明 (1)「使用料の現状分析」 (2)「使用料体系の検討」 議事録はホームページにて公開するとともに、書面は市役所本庁舎、吹上支所及び川里支所の市政情報コーナーに設置する。		

審議委員からの質問、意見は以下のとおり。

【議題に対しての審議委員からの質問、意見】

◆前回の決定事項、補足説明及び議題(1)「使用料の現状分析」(資料3)

○資料3・P13 記載されている水量区分は、各団体に共通なのか。(委員)
→団体それぞれで異なっております。(事務局)

○資料3・P3～6 各グラフで令和14年度から収入・支出が増加しているが、この要因は何か。(委員)

→令和13年度から老朽化対策の更新事業を開始するため、翌年度の令和14年度より長期前受金戻入により収入が、減価償却費により支出が増えることが要因である。(事務局)

○資料3・P7 経営改善の取組が掲載されているが、全体像が見えない。一般企業のように目標額や進捗状況、効果などを定量化し毎年フォローアップをするべきである。(委員)

→鴻巣市では、昨年度経営戦略の改訂をしている。全てではないが、定量化するものについては、一定程度定量化して、中長期の目標も立てられていると思う。しかし、不足している部分もあると思われるので、委員からの意見を尊重し、今回の使用料改定につなげてほしいと考える。(会長)

○資料3・P13 年間の調定件数が記載されているが、鴻巣市では公共下水道を使用している件数はどの程度になるのか。(委員)

→年間の調定件数が256,651件であり、年間6回の検針であるので、年間の調定件数を6で割り、約42,700件となる。(事務局)

○資料3・P13 2,001㎡以上を排水する事業者の調定件数は122件で、6回の調定となると20件の事業所などがあるとの理解でよいか。(委員)

→概算ではそのように理解していただいて問題ない。(事務局)

○資料2 現行使用料を類似団体などと比較すると、100㎡以上の区分で鴻巣市はかなり安いのではないかと。なぜ大口使用者が安いのか、理由を教えてください。(委員)

→料金の設定については、団体によって異なる。大口使用者が安いのは、単価の設定が違うのが一つの理由である。鴻巣市の従量単価は、115円から165円で累進度は1.4となっており、先ほどの団体と比較して、累進度に差があるためである。(事務局)

→鴻巣市では、累進度を低くし企業誘致の施策を推し進めたいのならば理解できるが、何故現在のような累進度になっていたかを知りたい。全体で32%の使用料の改定をするが、一般家庭を30%程度にして、大口使用者を40%にするなどの考えがあっても良いのではないかと。大口使用者の構成比が低いので影響は少ないと思うが、何かしらの優遇措置があったのではないかと。(委員)

→過去の経緯は把握していないため、この場での回答は難しい。(事務局)

→資料3の15ページにあるように、使用水量の割に使用料収入が高いことから、このデータを見る限り、累進度をもう少し下げてもよいのではとの見方もある。大口使用者への負担を大きくすることについては意見として承る。(会長)

○使用料改定をする以上、市として今後の事業の目標を明確にして欲しい。(委員)

→市民へ負担を強いる以上、市の努力の跡が見えて、この場で議論がしつくされたということを示す必要があるということだと思う。(会長)

→経営戦略改訂版の67ページ以降に目標実現に向けた取組として、雨水対策、耐震化、耐水化、地震に対する備えなどの事業について目標年度を区切って掲げている。経営健全化のために、まずは一般会計からの補助金をゼロにするということを目指して今回の使用料改定についてご審議いただければと思う。(事務局)

◆議題(2)「使用料体系の検討」(資料3)

○資料3・P19 下水道使用料の改定案としてケース1、ケース2、ケース3があるが、60m³を使用したとすると、ケース1では32%の改定率であるが、ケース3では22%の改定率となっている。この場合、ケース3でも一般会計補助金はゼロとなるのか。(委員)

→水量区分毎で比較すると、各ケースで改定率に差があるが、使用料総額でみると、32%上昇する試算である。(事務局)

○資料3・P19 ケース3については、16m³以下の水使用量が少ない世帯からの負担が大きくなっている。市の考え方を教えて欲しい。(委員)

→ケース3は、基本使用料は変更しないで基本水量を廃止するというもので、累進度が現行の1.4から1.8となっている。基本水量を廃止する案として、従量使用料の部分で他にもいくつか検討したが、基本使用料の割合が一定程度確保が出来て、目指すべき使用料単価150円に近くなる案として、今回のケース3を提示した。(事務局)

○ケース3は大口使用者にやさしく、少量使用者に厳しいものである。このような案をここで取り上げる必要があるのか。(委員)

→何をもって「公平」とするのが課題で、使用水量がゼロの人にとっては、全く使わないのに16m³使った人と同じ基本使用料1,440円を取られるというのは不公平だ、という考えもある。1m³から使った分だけ使用料が発生する使用料体系の案として、このケース3が示されたと理解している。(会長)

○経営戦略改訂版・P69～71 事業目標が、「検討する」、「策定する」、「抽出する」等で定量化されておらず、具体性がない。(委員)

→現行の経営戦略は計画年度を令和10年度までとしており、原則令和10年度までの目標、実施内容を記述している。事業によっては令和10年度までに検討や準備をし、令和11年度以降に着手するものもあるため、ご指摘のような表現になる施策もあることについて、ご理解いただきたい。(事務局)

○基本使用料を変える、変えない。この3つのケースが示されているのは分かるが、大口使用者に影響がほとんどないケース3は意味がないのではないかと。逆にもっと大口需要家のところを料金の改定率を上げるとか、別の案を考えてもよいのでは。(委員)

→大きく2つの論点があった。一つは、計画はもっとしっかりと作るべきで、それが審議に反映されていないということ。二つ目は、ケース3については、他のケースもあったほうが良いのではないかとということ。

一つ目については、昨年度に改訂された経営戦略は、市長からの諮問を受け、審議会での議論を経て市長へ答申され、行政計画として正式に決定されたものである。今回の審議会はこの経営戦略に基づいて実施されており、全体の流れとしては妥当であると認識している。ただし、内容が不十分なものもあるため、次回の見直しではより良いものに作り替えていく必要があると考える。二つ目については、ケースを追加するべきという意見だが、事務局で検討していただきたい。(会長)

○市長からの諮問において、「適正な下水道使用料」について審議会としての意見を求められているものであるので、このことについて審議をすればよいと考える。市としての考えはあると思うが、審議会としてはここを重視したというものを選べば役割を果たしたと思われる。(委員)

○色々なものの物価が上がっているので、値上げをせざるを得ないことは理解するが、水道料金も4月から値上げが決定しているので、下水道使用料の値上げにつ

	いては市民の負担増に配慮したものとしていただきたい。(委員) ○資料3・P18 使用料体系の見直しはしないのか。水道との整合性も鑑みて考えるのはどうか。(委員) →事務局としては、水量区分の見直しはせず、単価のみを改定する内容で提案させていただいた。いろいろな意見もあるかと思うが、既存の水量区分で改定案が示せるように考えた。(事務局) ○値上げをするにしても、どのような目標で値上げをするのか、どのようなことが是正されるのか、明確にしたうえで議論を進めることが重要であると考えている。(委員) ○ケース2の場合、使用料が現行と変わらない少量使用者の件数はどの程度なのか。(委員) →0~12m³までの使用者が改定後も使用料が変わらないが、その範囲の使用量の調定件数は約42,000件であるので、件数は概ね、6回で割った数となる。(事務局) ○大口使用者の立場も考慮したケースも提示されたと受け止めている。使用料など費用が抑えられれば、企業にとってはメリットであり、企業誘致につながる、そういった観点もあるということで理解した。(委員) ○事務局は、大口使用者優遇するという意図で、ケース3を提示したのか。(委員) →基本水量を廃止した場合のケースを試算したところ、結果として大口使用者の改定率がほぼないものとなった。(事務局) ○各委員においては今回提示されたケースを持ち帰り、検討していただき、次回審議を進めたい。また、本日委員から出た意見は、預かって検討し、調整をさせていただく。質問は、10月20日(月)までに事務局へ出していただきたい。(会長) 【連絡事項】 ◆第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会(下水道事業)は、令和7年11月14日(金)午前10時から行うこととした。
配布資料	次第 資料1 第2回審議会 公開用会議録 資料2 埼玉県内の市町村の下水道使用料の状況等 資料3 議題説明資料

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記載し、記載事項が多い場合は、別紙に記載するものとする。